

大和市請負工事検査評定採点基準

(目的)

第1条 この基準は、大和市請負工事検査評定要領第4条2項に基づき、工事検査評定の採点に関し必要な事項を定める。

(評定の方法)

第2条 評定者は、工事検査採点表の「**考查項目別運用表**」(別表1～3)により行う。

2 1件の契約に土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事が複数含まれる場合は、主たる工事で行うものとする。

3 1件の契約で、監督員又は検査員が複数指定又は命令された場合は、評定者相互で協議のうえ行うものとする。

(監督員の評定内容)

第3条 監督員は、「**施工体制**」、「**施工状況**」、「**出来形及び出来ばえ**」及び「**創意工夫**」について、**考查項目別運用表**により評定を行う。

2 「**創意工夫**」は、当該工事における実施状況を考慮して、担当主幹等と協議のうえ評定を行う。

(担当主幹等の評定内容)

第4条 担当主幹等は、「**施工状況**」、「**工事特性**」、「**社会性等**」及び「**法令遵守等**」について、**考查項目別運用表**により評定を行い、「**総合評価技術提案**」についても履行確認を行うものとする。

2 「**法令遵守等**」は、当該工事の施工に関し工事関係者の法令等の履行状況を考慮して評定を行う。

(検査員の評定内容)

第5条 検査員は、「**施工状況**」及び「**出来形及び出来ばえ**」について、**考查項目別運用表**により評定を行う。

2 1件の契約に複数の工種が含まれる場合は、主たる工種で評定を行う。

(評定点の算定方法)

第6条 評定点の算定は、次のとおりとする。

(1) 各評定者が、**考查項目**の細別ごとに加減点を算出し、その合計を標準点65点に加えたものを評定者の評定点とする。

(2) 当該工事の評定点合計は、「法令遵守等」を除いた各評定者の評定点に、工事検査採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数から、「法令遵守等」の評点を減じた点数とし、少数第一位四捨五入により整数で表示する。

(工事成績評定のランク)

第7条 工事成績評定のランクは、次のとおりとする。

ランク	工事成績評定点の標準値	内 容
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	A ランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満	標準的な工事
D	55点以上65点未満	E ランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	50点以上55点未満	改善すべき事項が多い工事
F	50点未満	改善すべき事項が著しく多い工事

附 則

この基準は、平成19年4月2日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から適用し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。